

248 教育刷新委員会委員長報告「私立学校法案について」

「日本芸術院について」文部大臣へ通知

〔昭和二十三年八月〕

文甲第四七号	起	案	昭和三十二年八月三日	上奏	昭和三十三年八月三日	施行	昭和三十三年八月三日
			昭和三十三年八月三日	公布	昭和三十三年八月三日	通知	

(注記1)

内閣官房長官

内閣事務官

(岩倉) (斎藤) (上川)

内閣総理大臣

花押

内閣官房次長

(多田) (福島)

一松國務大臣	花押	(一松)	鈴木國務大臣	花押	(岡田)	野溝國務大臣	花押	(野溝)
水谷國務大臣	花押	(水谷)	栗栖國務大臣	花押	(栗栖)	加藤國務大臣	花押	(加藤)
森戸國務大臣	花押	(森戸)	竹田國務大臣	花押	(富吉)	船田國務大臣	花押	(船田)
吉米地國務大臣	花押	(吉米地)	北村國務大臣	花押	(北村)	永江國務大臣	花押	(永江)

別紙教育刷新委員会委員長報告

一、私立学校法案について(別紙一)

一、日本芸術院について(別紙二)

右供覧

通知案

昭和二十三年八月三日

内閣官房長官

文部大臣宛

教育刷新委員会委員長から私立学校法案〔抹消〕〔及び〕日

(注記2)

本芸術院について別紙のとおり報告があつたから命によつて通知します。

昭和二十三年八月二日

教育刷新委員会委員長 南原 繁 印

内閣総理大臣 芦田 均 殿

教育刷新委員会第七五回総会において、左記事項を決議したので、これを報告する。

なお、この決議事項をすみやかに実現されるよう要望する。

記

- 一、私立学校法案について（別紙一）
- 一、日本芸術院について（別紙二）

一、私立学校法案について

昭和二十三年七月三〇日  
教育刷新委員会  
第七五回総会採択

公立学校に対する教育委員会法の施行に伴い、私立学校に対しても、都道府県私学教育委員会を設置する必要がある。よつて、この際、左記事項を内容とする私立学校法を至急制定すること。

一、各都道府県教育委員会と併列して、都道府県私学教育委員会（以下私学教育委員会という。）を設け、高等学校以下の

私立学校及私立の各種学校の教育行政を所掌させること。

二、私学教育委員会は、私立学校の代表者のうちから、それらの代表者によつて選挙された者三名、私立学校在学幼児、児

童、生徒の保護者の代表者のうちから、それらの代表者によつて選挙された者一名、都道府県議会の議員のうちから、議会において選挙された者一名及び学識経験者のうちから都道府県知事が都道府県の議会の同意を経て任命した者二名をもつて、組織すること。

三、私学教育委員会の権限は、私立学校（私立の各種学校を含む）の設置廃止の認可を行うこと、閉鎖を命ずること及び設備、授業の変更を命ずること。並びに教科用図書の検定。教職員の免許状の発行私学教育委員会規則の制定改廃等の事項とすること。

四、私立学校の教職員が故意に法令の規定に違反した場合に、私学教育委員会は、学校に対して、これが罷免を命ずることができること。

五、私学教育委員会と都道府県の教育委員会との連絡については、特に考慮すること。

六、私立学校法に盛るべき学校法人の組織、免税、補助等については、教育刷新委員会第十七回総会採択「私立学校に関すること」によること。

なお、私立学校法とは、別に、私立学校教員の恩給制度を設け、国及び地方公共団体はこれに対し適当な助成をなすこと。

〔採道〕  
〔第七〇〕特別委員会中間報告

〔加筆〕  
〔二一〕日本芸術院について

昭和二十三年七月〔抹消〕〔加筆〕日  
 教育刷新委員会  
 第七回総会〔抹消〕〔提出〕〔加筆〕〔採択〕

日本芸術院の現在の組織及び制度について検討したが、次のような事項について改訂を加えることを必要と認める。

一、〔日本芸術院は〕〔加筆〕芸術上の功績顕著な芸術家を〔優〕〔加筆〕遇する、〔わが国〕〔抹消〕〔加筆〕〔芸術に関する〕最高の栄誉機関とし、芸術に関する重要な事項を審議し、必要な事業を行い、又文部大臣に芸術に関する重要事項について建議する。

二、院長の任期を三ヶ年とし、会員に対しては年金を出すことと。

〔注記1〕

〔佐野〕〔立石〕

〔注記2〕

〔加筆〕「〔二七〕」〔簿冊内件名番号〕

『公文類集 第七十二編 卷百二十三 昭和二十三年 学事全』  
 教育刷新委員会委員長（報告）』 2A, 28-2, ③3287